



【契約書、デューデリジェンスのご案内】

	契約書の内容	内容	費用（一般的な例での目安費用です）		
			新規	修正	顧問先対応
①	秘密保持契約	・・・ 売手企業、買手企業がアドバイザー会社や、仲介会社と締結する秘密保持契約です。	50,000～100,000	35,000～50,000	・新規につきましては、月額50,000円の顧問先様は、2割減致します。 ・修正につきましては、1通当たり概ね30分以内（月内総稼働時間は概ね5時間以内）の修正対応は顧問料の範囲としています。範囲を超える分については、1時間あたり38,000円のタイムチャージにてカウントさせていただきます。
②	アドバイザー契約	・・・ 売手又は買手の一方とのみと契約するM&A手続きのサポートに関する契約です。	100,000	50,000	
③	仲介契約	・・・ 売手又は買手の双方と契約するM&A手続きのサポートを含めた仲介契約です。	100,000	50,000	
④	秘密保持契約	・・・ 売手企業と買手企業とが直接締結する秘密保持契約です。秘密保持は、M&Aを円滑に進める上において極めて重要な契約です。	50,000～100,000	35,000～50,000	
⑤	意向表明書	・・・ 買手企業が、購入条件、スケジュール、M&A後の事業計画、デューデリジェンスの予定の有無、役員、従業員の処遇、独占交渉権などについての意向を表明する書類で、買手企業の記名押印文書として表明する場合があります。基本合意書に一本化されるケースもあります。デューデリジェンス前の段階であるため、独占交渉権を除き、法的拘束力を持たせない形態の多い契約です。	100,000～200,000	100,000	
⑥	基本合意書	・・・ 売手企業と買手企業とが、⑤と同様の契約をする場合の契約です。基本合意の段階でも、デューデリジェンス前の合意が多いため、一般には、法的拘束力を持たせる条項と持たせない条項を明確に意識して契約を行います。	100,000～200,000	100,000	
⑦	最終契約書	・・・ 譲渡対象、譲渡価格、支払条件、表明保証、競業禁止義務等について、法的拘束力ある合意を行う最終の契約書で、一般にはデューデリジェンスの結果を踏まえて締結される契約です。	200,000	100,000	
⑧	デューデリジェンス	・・・ 事業の資産価値、リスク等の精査のために実施する事業調査をいいます。一般には、財務・税務調査、法務調査、事業リスク調査をいい、どの調査をどこまで実施するかについては、ケースバイケースです。弊所では、法務調査を主に担当しますが、デューデリジェンスのご依頼があった場合には、法務調査以外については、弊所にて公認会計士等の専門家をご紹介させていただきます。	500,000～		月額50,000円の顧問先様は、2割減致します。出張を要する場合には、日当を頂戴いたします。